

◆技術管理課からのお知らせ

1 最近の事故の傾向について

昨年はとりわけ労働災害が15件発生しており、対前年比4件増(1.4倍)となっています。原因は、いずれも作業員等の人的ミスによるものですが、安全な作業のため各作業員が細心の注意を払うとともに、各現場においては、特に、経験年数の浅いことや加齢による身体機能の低下による事故について想定し、受注者(元請業者)が事故防止対策を行うことが重要です。

また、物損公衆災害では、地下埋設物等を損傷する事故が半数以上となっています。

工事の着手前に、埋設位置を把握するとともに、工事に支障となる場合や影響が懸念される場合は管理者と十分に協議を行い、事故防止に努めてください。

なお、土木工事共通仕様書により、受注者は公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として提出(任意様式)することが定められています。

2 安全管理の徹底等について

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は受注者がその責任において行うこととされています。特に、安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令等の遵守はもとより、「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考えの下、安全管理を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなくてはなりません。

なお、万一、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに発注課に報告するとともに、「工事事務報告書」を速やか(概ね1週間以内)に発注課に提出してください。

3 コロナウイルス感染症感染拡大防止について

公共工事は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられています。そのため、書類検査では、原則、対面による検査を行わないなどの感染拡大の対策を行っています。

また、国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日改訂版)」を踏まえ、「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いします。

なお、従事者に感染者又は濃厚接触者が判明した場合は、速やかに発注課に報告してください。

4 週休2日工事の試行について(土木工事、建築・設備工事)

建設業の労働環境の改善、若者が入職しやすい環境づくりの取り組みとして、受注者希望型で「週休2日工事」の試行をしています。

また、土木工事においては、令和2年8月以降の発注案件(令和2年8月1日以降に積算したものに限り)については、より一層の促進を図るため、補正率等の見直しを行っています。

建築・設備工事(プラント工事を除く。)においては、令和2年7月28日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から、各発注工事単位で現場作業を行わない「現場休息」の状況も加味することに変更しています。

なお、週休2日工事の検証を行うため、実施希望の有無に関わらず、アンケートの提出にご協力ください。

- 週休2日に取組み、4週6休以上を確保できた場合は、土木工事においては共通仮設費率、現場管理費率、労務費等に補正係数を乗じ、建築・設備工事(プラント工事を除く。)においては労務費に補正係数を乗じ、設計変更を行います。
- また、工事成績評定においても評価することとしています。
- 週休2日とは、対象期間内において原則、土曜・日曜に現場閉所をすることをいいますが、地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、前後6日以内での振替えも可としています。

- ▶ 週休2日が達成された場合（4週8休以上が確保できた場合）は、総合評価落札方式における週休2日工事の施工実績として認められます。
- ▶ なお、対象工事は、特記仕様書に記載しています。

5 ICT 土工・舗装工の実施について（土木工事）

建設就業者の高齢化及び減少により、担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、施工の省力化・効率化により生産性の向上を図ることが必要です。

このため、本市発注の土木工事において、生産性、安全性及び魅力の向上を図るためICTを活用することとし、平成30年度よりICT土工、令和2年度からは路盤工を対象としたICT舗装工についても、受注者の希望により取り組んでいます。対象工事は、特記仕様書に記載していますので、実施を検討ください。

6 入札不調・不落対策について

6.1 工事着手日選択型契約方式の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる着手日選択期間（契約締結の日から実工事期間（実質工期）の始期の前日までの期間）を設定した「工事着手日選択型契約方式」を試行しています。

さらに令和3年4月1日以降に入札公告等を行うものから、一層円滑な施工確保及び施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行を図るため、着手日選択期間を「3か月を超えない範囲」から「6か月を超えない範囲」に変更し、より柔軟な工期の設定を可能としました。

なお、対象工事は、入札公告等に記載しています。

6.2 主任技術者等の兼務制限の緩和

兼務する全ての工事が請負金額3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であれば、災害復旧工事は無制限（兼務件数としてカウントしない）としています。

請負金額3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事については、災害復旧工事を含む場合、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が25km以内の公共工事（本市域内に限定しない。）であれば5件まで兼務を認めることができることとしています。

また、現場代理人については、これまで、開札日の前日以前において受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることを入札参加資格確認時に求めていましたが、現場代理人の効率的な活用を図るため、雇用期間の要件を、「開札日の前日以前」から「契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあつては、実工事期間の始期）」に変更しました。

さらに、専任義務がある監理技術者についても、本市の取扱いを満たす場合で建設業法第26条第3項ただし書に定める監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）をそれぞれの工事現場に専任で置くときは、2件（民間工事を含む）まで兼務することができます。

6.3 見積りにより決定した歩掛及び単価の公表について（土木工事）

見積りにより決定した歩掛及び単価については、予定価格算出根拠の一層の透明性確保の観点から、見積り先から特段の条件がない限り、入札公告時に公表することとしました。（歩掛は令和2年8月、単価は令和3年4月以降に設計したものから適用しています。）

6.4 工事成績評定書での加点評価

作業環境や現場条件が厳しい災害復旧工事や維持修繕（補修）工事、多工種であり工種間調整等の制約が多い建築耐震工事では、工事成績評定で加点評価をしています。（令和3年1月1日以降に完成の工事から適用）

※上記3、4、5、6の詳細は、広島市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページから「事業者向け情報」→「公共工事の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」